

第 1 章

基本的事項

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

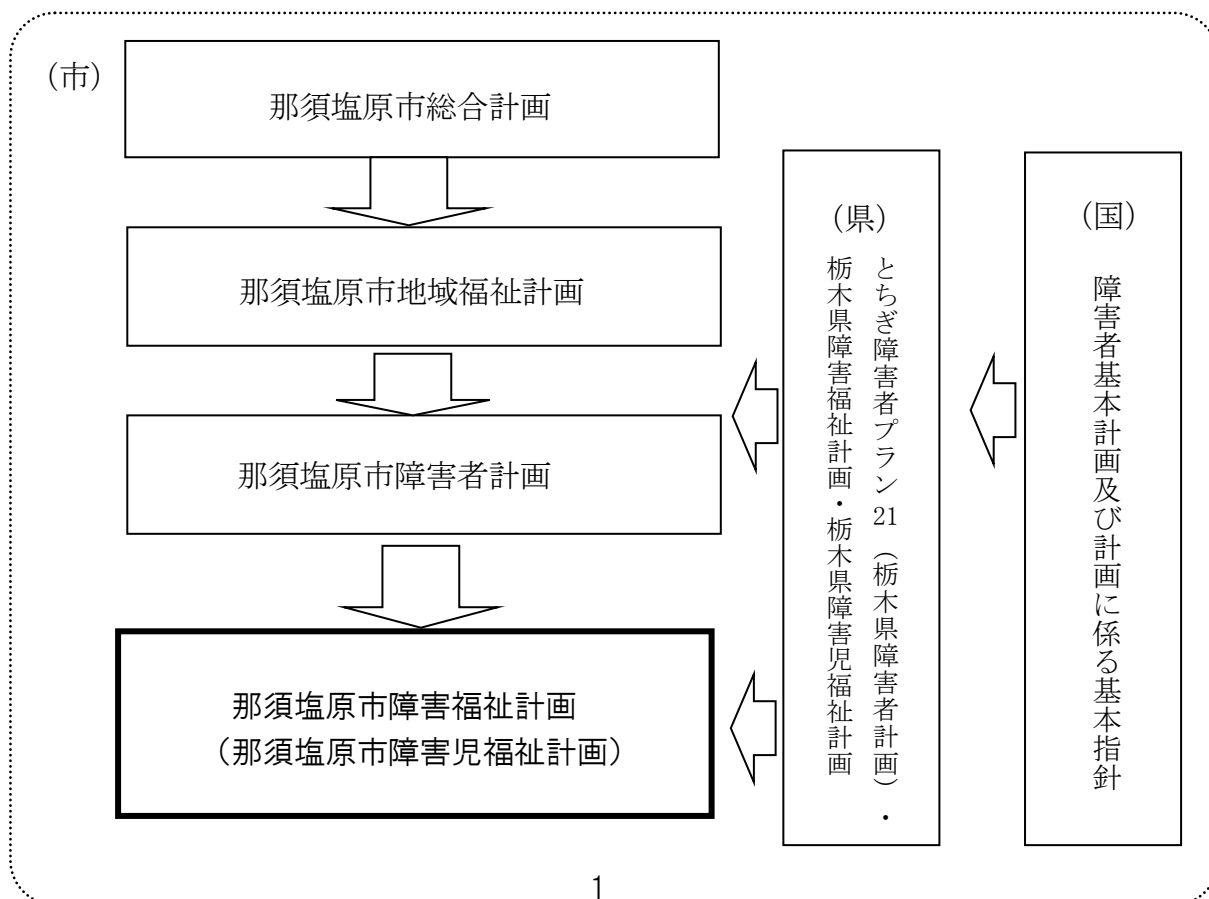
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）では、障害福祉サービスの適切な給付の実施のため、障害福祉サービス及び相談支援の確保に関する基本的事項を「障害福祉計画」として市町村において定めることとされています。

この障害者総合支援法は、障害のある人が地域において、その心身状況や意思に応じて自立した社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスに係る給付等の支援を行い、障害のある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

また、障害者基本法第11条第3項に基づき平成29年度に策定した「那須塩原市障害者計画」では、障害のある人もない人も個人の尊厳を重んじ、地域とのつながりの中で自立した生活を送れる社会を目指す「ともに生きる社会づくり」を基本理念とした本市における障害福祉施策の目指す方向を定めています。

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画に位置付けられるとともに、「那須塩原市障害者計画」の個別計画であり、障害福祉サービス等の必要量を的確に見込むとともに、その確保のための方策を定め、今後取り組むべき施策の円滑な実施を図ろうとするものです。

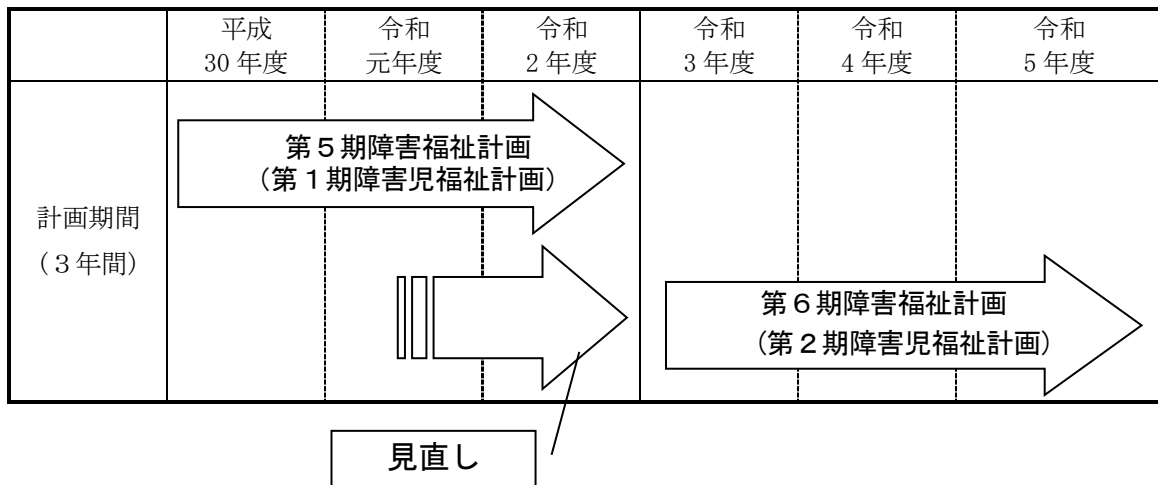
イメージ図



2 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、本計画は、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とした「第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）」を踏まえた上で、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）」とします。



3 計画の基本理念

本計画は「那須塩原市障害者計画」の個別計画であり、基本理念もこれに基づきます。

那須塩原市障害者計画及び障害福祉計画の基本理念

ともに生きる社会づくり

障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ

地域とのつながりの中で

自立した生活を送れる社会を目指す